

PCB廃棄物を保管している事業者のみなさまへ

問い合わせ窓口

- 全般、適正保管、漏洩補修、電気機器のPCB調査、PCB分析等：
産業廃棄物適正処理推進センター（PCB担当）（公財）産業廃棄物処理事業振興財団内）03-5297-5651
- トランス・コンデンサ・安定器等（高濃度PCB）の処分、中小企業者等の処分費用の軽減措置：
日本環境安全事業㈱（JESCO）03-5765-1911
- トランス・コンデンサ等の電気機器全般：（一社）日本電機工業会 03-3556-5885
- 安定器のPCB含有の有無：（一社）日本照明工業会 03-6803-0501

都道府県

北海道	環境生活部環境局	循環型社会推進課	011-204-5199	いわき市	生活環境部	廃棄物対策課	0246-22-7604
青森県	環境生活部	環境政策課	017-734-9248	宇都宮市	環境部	廃棄物対策課	028-632-2929
岩手県	環境生活部	資源循環推進課	019-629-5381	前橋市	環境部	廃棄物対策課	027-898-5953
宮城県	環境生活部	循環型社会推進課	022-211-2463	高崎市	環境部	産業廃棄物対策課	027-321-1325
秋田県	生活環境部	環境整備課	018-860-1624	さいたま市	環境局資源循環推進部	産業廃棄物指導課	048-829-1607
山形県	環境エネルギー部	循環型社会推進課	023-630-2323	川崎市	環境部	産業廃棄物指導課	049-239-7007
福島県	生活環境部	産業廃棄物課	024-521-7264	千葉市	環境局資源循環部	産業廃棄物指導課	043-245-5682
茨城県	生活環境部	廃棄物対策課	029-301-3027	船橋市	環境部	産業廃棄物課	047-436-3810
栃木県	環境森林部	廃棄物対策課	028-623-3107	柏市	環境部	産業廃棄物対策課	04-7167-1696
群馬県	環境森林部	廃棄物・リサイクル課	027-226-2824	横浜市	資源循環局事業系対策部	産業廃棄物対策課	045-671-2513
埼玉県	環境部	産業廃棄物指導課	048-830-3136	川崎市	環境局生活環境部	廃棄物指導課	044-200-2596
千葉県	環境生活部	廃棄物指導課	043-223-2757	横須賀市	資源循環部	廃棄物対策課	046-822-8523
東京都	環境局廃棄物対策部	産業廃棄物対策課	03-5388-3573	相模原市	環境経済局資源循環部	廃棄物指導課	042-769-8335
神奈川県	環境農政局環境部	資源循環課	045-210-4149	新潟市	環境部	廃棄物対策課廃棄物指導室	025-226-1411
新潟県	県民生活・環境部	廃棄物対策課	025-280-5161	富山市	環境部	環境政策課	076-443-2178
富山県	生活環境文化部	環境政策課	076-444-9618	金沢市	環境局	環境指導課	076-220-2528
石川県	環境部	廃棄物対策課	076-225-1474	長野市	長野市環境部	廃棄物対策課	026-224-7320
福井県	安全環境部	循環社会推進課	0776-20-0382	岐阜市	環境事業部	産業廃棄物指導課	058-265-4141内6271
山梨県	森林環境部	環境整備課	055-223-1518	静岡市	環境局廃棄物対策部	産業廃棄物対策課	054-221-1363
長野県	環境部	廃棄物対策課	026-235-7187	浜松市	環境部	産業廃棄物対策課	053-453-6110
岐阜県	環境生活部	廃棄物対策課	058-272-8217	名古屋	環境局事業部	廃棄物指導課	052-972-2392
静岡県	くらし・環境部環境局	廃棄物リサイクル課	054-221-2424	豊田市	環境部	廃棄物対策課	0565-34-6710
愛知県	環境部	廃棄物監視指導室	052-954-6236	豊橋市	環境部	廃棄物対策課	0532-51-2410
三重県	環境生活部廃棄物対策局	廃棄物・リサイクル課	059-224-2475	岡崎市	環境部	廃棄物対策課	0564-23-6871
滋賀県	琵琶湖環境部	循環社会推進課	077-528-3474	大津市	環境部	産業廃棄物対策課	077-528-2062
京都府	文化環境部環境・エネルギー局	循環型社会推進課	075-414-4730	京都市	環境政策局	事業系廃棄物対策室	075-366-1394
大阪府	環境農林水産部	環境管理室事業所指導課	06-6210-9583	大阪市	環境局環境管理部	環境管理課産業廃棄物規制グループ	06-6630-3284
兵庫県	農政環境部環境管理局	環境整備課	078-362-3280	堺市	環境局環境保全部	産業廃棄物対策課	072-228-7476
奈良県	くらし創造部景観・環境局	廃棄物対策課	0742-27-8747	東大阪市	環境部	産業廃棄物対策課	06-4309-3207
和歌山県	環境生活部環境政策局	循環型社会推進課	073-441-2692	高槻市	産業環境部	資源循環推進課	072-675-3695
鳥取県	生活環境部	循環型社会推進課	0857-26-7562	豊中市	環境部	環境センター減量推進課	06-6858-3070
島根県	環境生活部	廃棄物対策課	0852-22-6151	神戸市	環境局	事業系廃棄物対策室	078-322-5306
岡山県	環境文化部	循環型社会推進課	086-226-7308	姫路市	環境局美化部	美化業務課産業廃棄物対策室	079-221-2405, 2418
広島県	環境県民局	産業廃棄物対策課	082-513-2963	尼崎市	経済環境局	産業廃棄物対策担当	06-6489-6310
山口県	環境生活部	廃棄物・リサイクル対策課	083-933-2988	西宮市	環境局環境総括室	産業廃棄物対策課	0798-35-3277
徳島県	県民環境部	環境整備課	088-621-2269	奈良市	環境部	産業廃棄物対策課	0742-34-4592
香川県	環境森林部	廃棄物対策課	087-832-3226	和歌山市	市民環境局環境事業部	産業廃棄物課	073-435-1221
愛媛県	県民環境部環境局	循環型社会推進課	089-912-2358	岡山市	環境局	産業廃棄物対策課	086-803-1303, 1304
高知県	林業振興・環境部	環境対策課	088-821-4523	倉敷市	環境局リサイクル推進部	産業廃棄物対策課	086-426-3385
福岡県	環境部	廃棄物対策課	092-643-3363	広島市	環境局業務部	産業廃棄物指導課	082-504-2225, 2226
佐賀県	くらし環境本部	循環型社会推進課	0952-25-7108, 7078	呉市	環境部	環境政策課	0823-25-3302
長崎県	環境部	廃棄物対策課	095-895-2373	福山市	経済環境局環境部	廃棄物対策課	084-928-1168
熊本県	環境生活部環境局	廃棄物対策課	096-333-2278	下関市	環境部	廃棄物対策課	083-252-7152
大分県	生活環境部	廃棄物対策課	097-506-3127	高松市	環境局	環境指導課	087-839-2380
宮崎県	環境森林部	循環社会推進課	0985-26-7081	松山市	環境部	廃棄物対策課	089-948-6624
鹿児島県	環境林務部	廃棄物・リサイクル対策課	099-286-2596	高知市	環境部	廃棄物対策課	088-823-9427
沖縄県	環境生活部	環境整備課	098-866-2231	北九州市	環境局環境監視部	産業廃棄物対策室	093-582-2178
旭川市	環境部	環境対策課	0166-25-6369	福岡市	環境局循環型社会推進部	産業廃棄物指導課	092-711-4303
札幌市	環境局環境事業部	事業廃棄物課	011-211-2927	大牟田市	環境部	廃棄物対策課	0944-41-2732
函館市	環境部	環境対策課	0138-51-0740	久留米市	環境部	廃棄物指導課	0942-30-9148
青森市	環境部	廃棄物対策課	017-761-4012	長崎市	市民局環境部	廃棄物対策課	095-829-1159
盛岡市	環境部	廃棄物対策課産業廃棄物対策室	019-626-7573	佐世保市	環境部	廃棄物指導課	0956-20-0660
仙台市	環境局廃棄物事業部	廃棄物指導課	022-214-8235, 8236	熊本市	環境局	ごみ減量推進課事業ごみ対策室	096-328-2362
秋田市	環境部	廃棄物対策課	018-866-2076	大分市	環境部	清掃管理課産業廃棄物対策室	097-537-7953
郡山市	生活環境部	廃棄物対策課	024-924-3171	宮崎市	環境部	廃棄物対策課	0985-21-1763
				鹿児島市	環境局清掃部	廃棄物指導課	099-216-1289
				那覇市	環境部	廃棄物対策課	098-951-3231

PCB*廃棄物とは

*ポリ塩化ビフェニル

PCBは燃えにくく電気絶縁性に優れていたため、トランスやコンデンサ等の電気機器の絶縁油として広く使用されました。しかし、有害であることが判明したため、昭和47年以降は製造や新たな使用は禁止されました。このため、絶縁油にPCBを使用したトランスやコンデンサ等で廃棄物になったものはPCB廃棄物として特別な保管・処分をしなければなりません。



トランス



コンデンサ



- PCB廃棄物はPCBの漏洩が生じないように適正に保管・管理してください。
- 保管及び処分の状況について都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）に毎年届け出なければなりません。
- 収集運搬や処分するときは許可業者に委託しなければなりません。
- PCB廃棄物の譲り渡し、譲り受けは原則禁止されています。



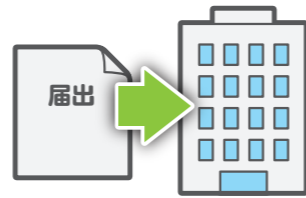
環境省

PCB廃棄物を処分するまでの流れ

届出

■ PCB 特別措置法による届出

保管・処分の状況について、毎年6月末までに都道府県知事（又は政令で定める市長）に届出なければなりません。また、PCB 廃棄物の保管場所を変更したときは10日以内に変更届を変更前後の都道府県知事に、保管事業者に相続、合併、分割があったときは30日以内に承継届を都道府県知事に提出しなければなりません。届出様式は都道府県ホームページ又は環境省ホームページから入手できます。 <http://www.env.go.jp/recycle/poly/todokede/index.html>



■ 日本環境安全事業株式会社（JESCO）への登録

高濃度 PCB を使用したトランス、コンデンサ、蛍光灯安定器等の処分は JESCO でしかできません。処分するためには、事前の登録（無料）が必要です。登録様式等の詳細は JESCO ホームページから入手できます。 http://www.jesconet.co.jp/customer/discount_02.html

収集・運搬

■ PCB 廃棄物の収集運搬業許可を取得している業者に委託しなければなりません。

■ 委託契約の締結、マニフェスト（伝票）の交付・保存（5年間）、搬出の立ち合いが必要です。



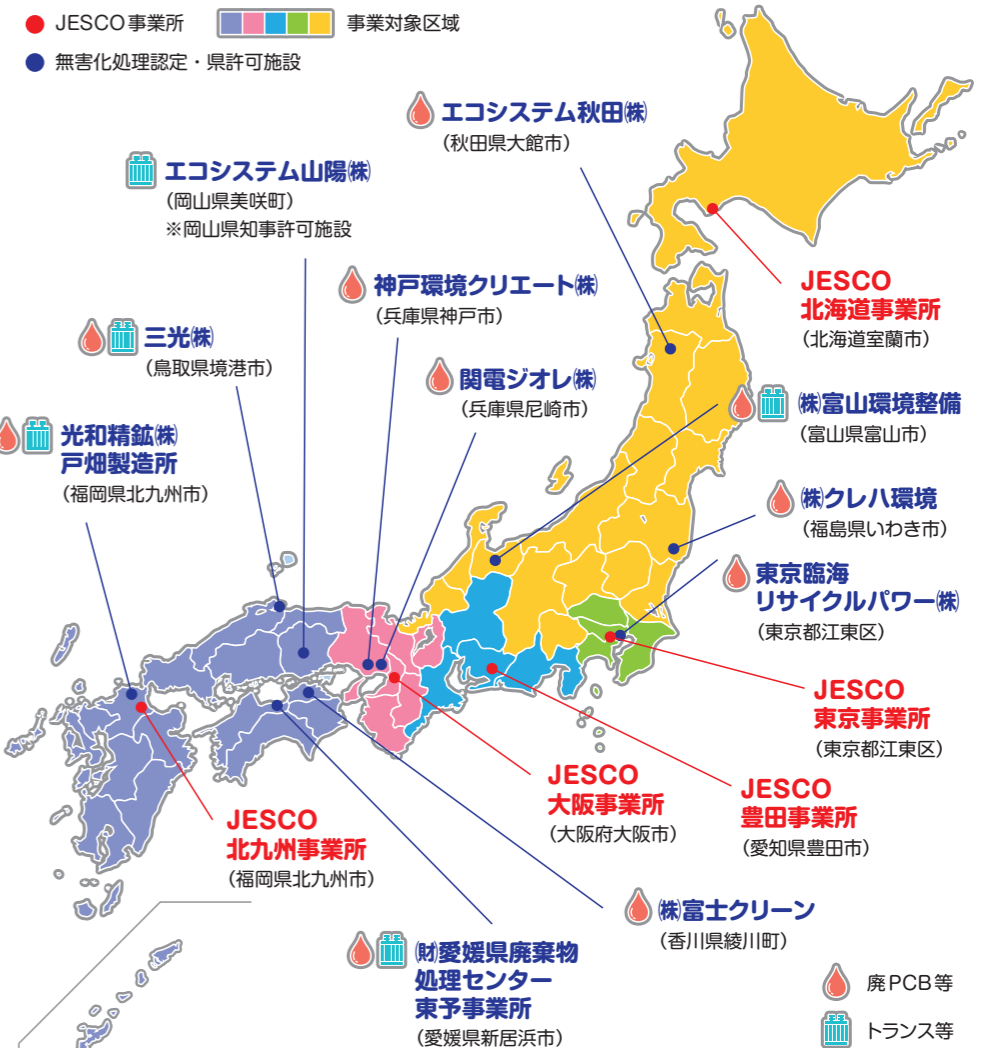
処分

■ 委託契約、マニフェストの保存

収集運搬の際と同様に、保管事業者と処分業者の2者間で委託契約を締結しなければなりません。また、処分業者から返送されたマニフェストは5年間保存しなければなりません。

■ 処分先（平成25年8月末時点）

- **高濃度 PCB 廃棄物**：日本環境安全事業株式会社（JESCO）
JESCO では全国を5ブロックに分けて広域的に処分をしています。保管事業者の地域ごとに処分する JESCO 事業所が決まります。 <http://www.jesconet.co.jp/>
- **低濃度 PCB 廃棄物**：無害化処理認定施設 全国10か所
県許可施設 1か所（岡山県）



適正保管

■ 適正保管について

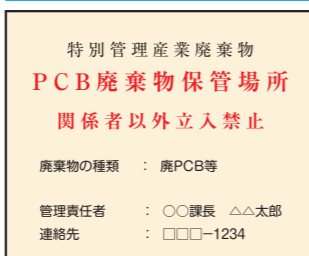
処分までの期間、PCB 廃棄物を適正に保管・管理しなければなりません。（廃棄物処理法施行規則第8条の13）

- 誤廃棄を防止するため、PCB 廃棄物であることを示すラベルの貼付をしてください。
- 保管場所は雨水が当たらない場所とし、その周囲に囲いを設け、特別管理産業廃棄物を保管している旨の表示をしてください。
- PCB が環境中に飛散・流出・地下浸透しないように、トランス等を鋼製容器やオイルパンに収納してください。
- 地震等による転倒を防止するため、保管容器内にパッキング材を詰めたり、保管容器を固定してください。

適正保管の例



保管場所表示の例



漏洩廃電機器の例



■ 漏洩した廃電機器の処置

長期間の保管による腐食の進行や転倒による損傷等で、PCB が漏洩するおそれがあります。漏洩したときは、鋼製容器への収納又は目止め材による補修を行ってください。

■ 高濃度 PCB 使用電機器の判別

高濃度 PCB を使用したトランス、コンデンサ等（高濃度 PCB 廃棄物）か否かは、銘板に記載されている情報から判断できます。昭和47年以前に製造された一部のものが該当します。詳細については（一社）日本電機工業会ホームページを参照してください。 http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html



■ 絶縁油中の PCB 分析

高濃度 PCB 使用電機器に該当しない電機器については、絶縁油の PCB 分析を行い、微量の PCB 汚染の有無について確認する必要があります。電機器の製造年によっては PCB の汚染がないことが確認されています。詳細は裏面にある問い合わせ窓口まで連絡してください。

■ 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

PCB 廃棄物を保管する事業者は、事業場ごとに、資格要件を満たした特別管理産業廃棄物管理責任者をおかなければなりません。特別管理産業廃棄物管理責任者は、PCB 特別措置法に基づく届出や適正な保管・処理等についての実務を行います。

■ 処分費用の軽減措置

高濃度 PCB 廃棄物を中小企業者等が処分する場合、その費用の70%が軽減される措置があります。詳細は JESCO に問い合わせるか下記 URL を参照してください。

http://www.jesconet.co.jp/customer/discount_03.html

